

資料 2

經濟産業省説明資料

審査メモについての回答

平成25年6月14日
経済産業省大臣官房調査統計G
鉱工業動態統計室

1 経済産業省生産動態統計調査の変更について

(2) 統一基準の変更

オ 原材料欄（変更）

原材料欄については、古紙など環境分野等の業種横断的なもの及び政策上特段の必要性が認められる品目等について調査する。

（論点）

a 「政策上特段の必要性が認められる品目等」をどのようにして判断するのか。

<回答>

既存調査品目の見直しや新規調査品目等について、省内政策原課等に調査票改正要望を毎年確認し、改正案をまとめている。その際要望された事項について、政策上の必要性及び本調査での実施可能性（精度の確保、速報性の維持、報告者負担等）を考慮して判断している。

（論点）

b 他項目とは異なり、本項目のみ「調査する」としているが、何か理由はあるのか。

<回答>

原材料欄については、13年基準では「業種横断的なもの及び政策上特段の必要性が認められる業種を除き廃止する。」としており、廃止を前提とした表現となっていた。今回の基準では、13年以降政策上の必要性があると整理された原材料であり、継続させる観点から、調査すると表現した。

カ 労務欄（変更）

「従事者数」については、調査対象の調査範囲を確定するため継続することとし、部門区分については、記入者負担の軽減の観点から統合を検討する。
（「月間実働延人員」については、全調査票において当該調査項目の廃止が完了していることから、削除する。）

（論点）

a 「従事者数」を部門別に調査しないことで問題は生じないか。

<回答>

部門別の括りは、調査票単位として従来から設定しており、調査票の統合を行う際に、調査結果利用者である原課、業界等と調整をしておき、部門別を分けておく必要があるものについては、統合せず継続調査している。

キ 生産能力・設備欄（変更）

生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するためのもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。

なお、生産指数に比べて生産能力指数及び稼働率指数の業種別代表率が低い（生産指数採用品目に比べて生産能力指数及び稼働率指数採用品目が少ない）業種を重点に、調査の可能性等の検討を行った上で拡充を図ることとする。

調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。

（論点）

- a 「政策上特段の必要性が認められるもの」をどのようにして判断するのか。

<回答>

既存調査品目の見直しや新規調査品目等について、省内政策原課等に調査票改正要望を毎年確認し、改正案をまとめている。その際、要望された事項について、政策上の必要性及び本調査での実施可能性（精度の確保、速報性の維持、報告者負担等）を考慮して判断している。

（論点）

- b 「調査単位については、より実態を表す単位を採用」としているが、具体的にどのようなものを想定しているのか。

<回答>

（資料 2-2 P5 5. 調査品目（能力欄）(1)品目の統合 参照）

鉄鋼については、設備調査として、設備の基数、容積、稼働・休止等を調査していた。これを銑鉄、粗鋼等の品目別の月間生産能力に変更する予定。これにより稼働率の観点から、生産品目と能力の関係がより明確になると考えている。

なお、平成22年答申における今後の課題にも沿ったもの。

ク 調査対象範囲（変更）

調査対象が多く、調査効率が低下している調査については、記入者負担の軽減や業種の代表性等を考慮し対象範囲の見直しを行うこととする。

（論点）

- a 「裾切り調査」への切り替えを削除する理由は何か。

<回答>

本調査は、調査開始の頃、全数把握を行っていたが、事務処理上の観点から業種や品目について、その代表性の確保に配慮しながら一定規模以上の事業所を対象とする裾きり調査に切り替えて実施してきた。現在は、鉄鋼業、化学工業、石油製品工業、非鉄金属工業、パルプ・紙工業等の基礎素材の装置産業を中心に全数調査を実施しているが、当該業種は事業所数も少なく、裾切り調査の導入は不向きと考えている。今後は、今回と同様報告者負担、速報性の維持、精度の確保等に配慮した上での対象範囲の見直しが中心になる。

なお、全数調査から裾切り調査へ切り替えることも対象範囲の見直しの一部に含ま

れると考えている。

(論点)

b 「調査効率が低下」とは何か。

<回答>

報告者の事務部門（総務部、経理部等）の合理化により、調査票回収が困難（数回の督促、この繰り返しにより拒否の発生）となっている。一方、実施組織においても人的資源の制約のある中で、調査票回収率及び統計精度の維持向上については引き続き最大限の努力を払っていくが、調査効率が最大限生かされるよう調査対象範囲の見直しを行っていく。

(論点)

c 「対象範囲の見直し」とは具体的にどのように行うのか。

<回答>

(資料 2-3 参照)

品目別、規模別に集計し、前年同月比、前月比の相関分析を行い、動向把握に支障が無いか検討を実施した。その際、現行の調査結果とのカバレッジにも配慮した。

これらの検討結果を、行政原課、関係工業会と調整し、案としてとりまとめたもの。

ケ 調査票（変更）

調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。

また、動向把握の必要性が低くなった調査票（特に鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票）については、廃止を検討する。

(論点)

a 「動向把握の必要性が低くなった調査票」とは、具体的にどのようにして判断するのか。

b 「特に鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票」と記載されているのはなぜか。鉱工業指数に採用されていない品目について、産業連関表への採用など、それ以外の要素を検討する必要はないのか。

<a 及び b 回答>

本調査の目的である生産動向把握の観点から、必要性の高い品目は鉱工業生産指数に採用されており、一つの判断基準として明記したもの。また、政策原課、関係工業会とも動向把握の必要性についての整理を実施している。

産業連関表作成のためのデータは年次データであり、製造業であれば工業統計調査で十分対応できると判断している。また、改正案作成に当たり、グループ内の IIP 及び I0 作成部署とも調整し、影響は極めて軽微であるとのコメントを得ている。

コ 調査組織（新設）

調査業務の効率化の観点から、調査組織の見直しを行う。

(論点)

a 「調査業務の効率化」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。

<回答>

「ク 調査対象範囲(変更) b「調査効率が低下」とは何か。」で回答のとおり、調査票の回収等については引き続き最大限の努力を払っていくが、調査結果の精度向上を目指し、調査対象規模の見直しを検討しているところ。

見直しにより調査対象数の減少は、大半が都道府県経由分であることから、現行の調査組織(都道府県、経済産業局、経済産業本省)において、より効率的に調査事務を遂行するため、調査組織ごとの業務量の適正化を図る。

(論点)

b 「調査組織の見直し」とは具体的に何か。

<回答>

本調査は、都道府県、経済産業局、経済産業本省の3つの調査経路により実査を行っており、既存調査票についての調査票の配付、回収、督促等の経路変更である。

(1) 今回調査項目等の変更

各調査項目の変更については、統一基準に沿った変更となっているかを確認していく。

ア 調査票の廃止・統合

「機械器具月報(その42)二輪自動車及び部品(調査票番号2420)」、「機械器具月報(その49)武器(調査票番号2490)」の2調査票を廃止し、「セメント月報(調査票番号7220)」と「セメント製品月報(調査票番号7340)」を統合する。

(論点)

a 2調査票を廃止する理由は妥当かどうか。

<回答>

(資料2-2 P1 1.調査票(1)廃止 参照)

「二輪自動車及び部品」で調査しているうち、二輪自動車について類似する「自動車」に、同様に、部品については「自動車部品及び内燃機関電装品」にそれぞれ移設し調査は継続する。

「二輪自動車及び部品」に係る調査品目は、二輪自動車については4品目、部品については5品目と非常に少なく、一方で、二輪自動車の報告者のうち3割強が「自動車」の報告者であり、また、二輪自動車部品の報告者のうち5割弱は「自動車部品及び内燃機関電装品」の報告者であることから、報告者負担の軽減や調査事務の効率化の観点から、調査項目を類似の調査票に移設した上で廃止する。

「武器」については、その生産活動は、他の製造品と異なり、国内外の経済動向に左右されずに、防衛省・警察庁等の特定の需要先に影響されるものである。このことから、これまで鉱工業指数品目に採用されず、平成22年基準指数においても同様である。

一方で、工業統計で「276 武器製造業」として年1回調査しており、経済産業省内の担当原課と調整した結果、動向把握の必要性が低くなったことから記入者負担の軽減を図るため、月報を廃止する。

(論点)

b 2調査票を1調査票に統合する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P1 1. 調査票 (2) 統合 参照)

「セメント月報」の調査品目は、製品欄5品目、労務欄2品目、生産能力欄1品目と非常に少ないことから、類似する「セメント製品月報」に統合し、調査事務の効率化等を図る。

イ 調査項目の変更

① 変更事項 1 (調査項目の新設)

4調査票(「機械器具月報(その28)回転電気機械(航空機用のものを除く)(調査票番号2280)」等)の調査項目に3項目(「受入」等)を新設する。

(論点)

a 調査項目を新設する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P1 2. 調査項目 (1) 項目の新設 参照)

「回転電気機械」のうち「電気ドリル」等9品目について、また「静止電気機械器具」のうち「モールド変圧器」等3品目についてこれまで、国内下請け等からの受入品があるにもかかわらず「受入」項目が無いために報告値の審査効率が悪く、これを改善するために、調査の基本項目である「受入」を調査する。

「鉄鋼月報(その1)」において、製鋼用に用いられる「フェロアロイ」の消費量について、鉱物資源等に係る行政政策上必要なことから調査する。

「ニット・衣服縫製品月報」の設備調査では、これまで「月間平均実働台数」を調査し稼働率を計算してきたが、稼働率の精度向上のため「月間生産能力」に変更することに伴い、稼働率の計算に必要な「生産実績」を調査する。

② 変更事項 2 (調査項目の分割)

「機械器具月報(その31)民生用電気機械器具(調査票番号2310)」の「受入」を「国内」と「国外」に分割する。

(論点)

a 調査項目を分割する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P1 2. 調査項目 (2) 項目の分割 参照)

「民生用電気機械器具」で調査している「電子レンジ」等については海外からの受入品が多く、「出荷」「在庫」動向にも大きく影響することから、報告者とも調整し、「受入」を「国内」と「国外」に分割する。

なお、本分割は、平成22年答申における今後の課題にも沿ったもの。

③ 変更事項 3 (調査項目の削除・再編)

8 調査票 (「鉄鋼月報 (その 2) 普通鋼熱間圧延鋼材 (調査票番号 1020)」等) の 12 項目 (「1-2. 普通鋼熱間圧延鋼材消費内訳」等) を削除し、5 調査票 (「ニット・衣服縫製品月報 (調査票番号 3180)」等) の 10 項目 (「1-3. 製品-ニット製・織物製」等) を再編する。

(論点)

a 調査項目を削除・再編する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P1 及び P2 2. 調査項目 (3) 項目の削除及び (4) 項目の再編 参照)

調査項目の削除については、「太陽電池モジュール」など「調査品目の特性を考慮した調査項目とする」に該当することから 3 調査票で削除、「普通鋼熱間圧延鋼材消費内訳」など「生産内訳等は行政ニーズ等が高いものとする」に該当し行政ニーズの低下に伴っての削除が 1 調査票、一方、鉄鋼月報 (その 5) (その 6) の内訳項目である「特殊鋼熱間圧延鋼材生産・消費内訳・在庫」など 5 項目については項目が詳細等であり一般統計調査への移行を検討することから削除、また鉄鋼月報 (その 2) (その 7) の「普通鋼熱間圧延鋼材用原材料」など 2 項目については「原材料欄は行政施策上特段の必要性が認められる品目を調査する」ことから必要性の低下に伴って削除する。

調査項目の再編については、「普通鋼冷間仕上鋼材 (線類を除く) 消費内訳」など「生産内訳等は行政ニーズ等が高いものとする」に該当することから 4 調査票で項目を再編、また「原材料鉄鋼部門消費内訳」など「原材料欄は政策上特段の必要性が認められる品目を調査する」ことから必要性の低下に伴って 1 調査票の項目を再編する。

ウ 調査品目の変更

① 変更事項 1 (調査品目の新設)

5 調査票 (「機械器具月報 (その 32) 電球、配線及び電気照明器具 (調査票番号 2320)」等) において 6 品目 (「LED 器具 (自動車用を除く)」等) を新設する。

(論点)

a 調査品目を新設する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P2 3. 調査品目 (製品欄) (1) 品目の新設 参照)

生産の伸びが著しい品目や今後伸びが期待できる品目等は採用していく整理のもと、昨今の LED ランプの普及に伴い、その照明器具も普及してきていることから、「機械器具月報 (その 32) 電球、配線及び電気照明器具」にて新設する「LED 器具 (自動車用を除く)」をはじめ、5 品目を新設する。また、原材料について、政策上特段の必要性が認められる品目等について調査することから「鉄鋼月報 (その 6) 鋼管」に「普通鋼 (中板・薄板)」を新設する。

② 変更事項 2 (調査品目の統合)

14 調査票 (「機械器具月報 (その 12) 金属加工機械及び鑄造装置 (調査票番号 2120)」等) 中の 73 品目 (「パンチングマシン」と「その他の数値制御式機械プレス」等) を 27 品目に統合する。

(論点)

a 調査品目を統合する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P3 3. 調査品目 (製品欄) (2) 品目の統合 参照)

内訳項目の行政ニーズの低下、規模縮小、生産事業所数の減少、品目特性の変化に応じた品目設定等の観点により、類似した品目との統合により、従前の詳細な把握は不可能となるものの、引き続き全体的な動向把握を可能とすべく「機械器具月報 (その 12) 金属加工機械及び鑄造装置」の「パンチングマシン」と「その他の数値制御式機械プレス」の統合をはじめ、73 品目を 27 品目に統合する。

③ 変更事項 3 (調査品目の削除)

4 調査票 (「機械器具月報 (その 34) 民生用電子機械器具 (調査票番号 2340)」等) 中の 9 品目 (「DVD-ビデオ」等) を削除する。

(論点)

a 調査品目を削除する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P4 3. 調査品目 (製品欄) (3) 品目の削除 参照)

規模が縮小している品目、生産事業所数の減少により秘匿措置が必要な品目で、統合可能な類似品目の無い品目について「機械器具月報 (その 34) 民生用電子機械器具」の「DVD-ビデオ」をはじめ 9 品目を削除する。

④ 変更事項 4 (調査品目の分割)

「金属製建具月報 (調査票番号 7320)」の「サッシ-木造住宅用」を「アルミ」と「アルミ樹脂複合」に分割する。

(論点)

a 調査品目を分割する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P4 3. 調査品目 (製品欄) (4) 品目の分割 参照)

省エネルギーの観点から樹脂を使用した木造住宅用サッシ製品の増加に伴い、従前の品目を材質別に分割し、より詳細に把握すべく「金属製建具月報 (調査票番号 7320)」の「サッシ-木造住宅用」を「アルミ」と「アルミ樹脂複合」に分割し、行政政策の基礎資料とする。

⑤ 変更事項 5 (調査品目の調査票間での移設)

7 調査票間 (「機械器具月報 (その 42) 二輪自動車及び部品 (調査票番号 2420) 」から「自動車部品及び内燃機関電装品 (調査票番号 2420) 」へ等) で、18 品目 (二輪自動車部品の「エンジン」等) を移設する。

(論点)

a 調査品目の調査票間で移設する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P4 3. 調査品目 (製品欄) (5) 品目の移設 参照)

品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査票を統廃合する整理のもと、廃止する月報の品目は調査品目が類似する月報へ移設し、継続的な動向把握をすべく「機械器具月報 (その 4 2) 二輪自動車及び部品」から「自動車部品及び内燃機関電装品」へ移設する自動車部品の「エンジン」をはじめとして、14 品目を移設する。

調査品目の用途の拡大に対応するため、品目の材質による整理や品目定義の拡大を図った上、品目特性に合った最適な月報に移設し、生産動向の実態を的確に把握すべく「機械器具月報 (その 4 1) 自動車部品及び内燃機関電装品」から「軸受 (玉及びころ軸受に限る)」へ移設する「軸受メタル」をはじめとして、3 品目を移設する。

⑥ 変更事項 6 (調査品目の区分変更)

「機械器具月報 (その 36) 電子管、半導体素子及び集積回路 (調査票番号 2360) 」のアクティブ型液晶素子の区分について、現行の「3. 0 型未満」、「3. 0 ~ 7. 7 型未満」及び「7. 7 型以上」から、「4. 5 型未満」、「4. 5 ~ 7. 7 型未満」及び「7. 7 型以上」に変更する。

(論点)

a 調査品目の区分変更をする理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P5 3. 調査品目 (製品欄) (6) 区分の変更 参照)

アクティブ型液晶素子については、用途の変化に伴い製品の大きさが変化したことから、品目特性の変化に応じた区分の変更を行い、より実態に即した動向把握をするため、「3. 0 型未満」、「3. 0 ~ 7. 7 型未満」及び「7. 7 型以上」から、「4. 5 型未満」、「4. 5 ~ 7. 7 型未満」及び「7. 7 型以上」に変更する。

⑦ 変更事項 7 (調査品目の単位・定義変更)

3 調査票 (「機械器具月報 (その 36) 電子管、半導体素子及び集積回路 (調査票番号 2360) 」等) 中の 6 品目 (「太陽電池モジュール」等) について、単位を変更し、2 調査票 (「鉄鋼月報 (その 6) 鋼管 (調査票番号 1060) 」等) 中の 2 品目 (「特殊鋼」等) について、定義を変更する。

(論点)

a 調査品目の単位及び定義を変更する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P5 3. 調査品目 (製品欄) (7) 単位の変更及び (8) 定義の変更 参照)

製品の用途の拡大などに伴う品目特性の変化により、従前の単位では実態に即した動向把握ができなくなった品目について、単位を変更してよりの確な動向把握を可能とすべく「機械器具月報 (その 36) 電子管、半導体素子及び集積回路」の「太陽電池モジュール」をはじめ、6 品目で単位を変更する。また、政策上の必要性が高いことなどから、定義を変更し、動向把握を可能とするため「鉄鋼月報 (その 6) 鋼管」の「特殊鋼」など 2 品目で定義を変更する。

エ その他の変更

① 変更事項 1 (調査票等の名称変更)

4 調査票 (「機械器具月報 (その 37) 電子計算機及び関連装置 (調査票番号 2370)」等)、3 調査項目 (「製品ーニット製・織物製」の通し番号等) 及び 5 調査品目 (「自動車用タイヤ」等) について名称を変更する。

(論点)

a 調査票、調査項目及び調査品目の名称を変更する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P6 6. その他 (1) 名称変更 参照)

調査品目の移設等による調査票の再編、統廃合等に伴い、定義変更が生じ、調査票、調査項目及び調査品目について、最適な表現等が必要になったため、名称の変更を行う。

② 変更事項 2 (斜線項目の追加)

2 調査票 (「セメント・セメント製品 (調査票番号 7340)」等) について、数値記入の必要がない調査項目を斜線項目とする。

(論点)

a 斜線項目とする理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P6 6. その他 (2) 斜線項目の追加 参照)

「セメント」と「セメント製品」の調査票を統合したことにより、「セメント製品」について、数値記入の必要のない「消費」の調査項目欄が追加されたことから誤記入を防ぐため斜線項目とする。

③ 変更事項 3 (調査の範囲の変更)

8 調査票 (「プラスチック製品 (調査票番号 6210)」等) について、調査対象事業所数を減少させる。

(論点)

a 調査の範囲を変更する理由は妥当か。

<回答>

(資料 2-2 P6 6. その他 (3) 対象範囲の変更及び席上配布資料 参照)

調査対象が多い調査票については、昨今の調査環境の変化に対応するため、報告者負担の軽減や業種の代表性等を考慮し、対象範囲の見直しを行う。

④ 変更事項 4 (調査の組織の変更)

4 調査票 (「ばね月報 (調査票番号 2220)」等) について、調査の組織を変更する。

(論点)

a 調査の組織を変更する理由は妥当か。

b 都道府県等の地方組織への負担増加になることはないか。

<a 及び b 回答>

(資料 2-2 P6 6. その他 (3) 調査組織の変更及び席上配布資料 表 2 参照)

調査対象規模の見直しにより、調査対象数の減少は、大半が都道府県経由分であることから、現行の調査組織 (都道府県、経済産業局、経済産業本省) において、より効率的に調査事務を遂行するため、調査組織ごとの業務量の適正化を図る。

2 前回 (平成 22 年) 答申等における今後の課題への対応

本調査については、統計委員会答申 (平成 22 年 5 月 21 日付け府統委第 46 号) における指摘等を踏まえ、的確な統計整備、円滑な調査の実施等を図る観点から、今後の課題とされており、対応状況及びその妥当性について確認する必要がある。

(論点)

a 生産能力調査については、生産能力指数や稼働率指数の精度向上の観点から、引き続き更なる調査品目の拡充について検討するとともに、生産能力を把握するための単位について見直しを行っているか。

<回答>

(資料 2-2 P5 5. 調査品目 (能力欄) (4) 変更 参照)

現在鉄鋼については、製鉄・製鋼等の設備設置基数及び内容積等を生産設備として調査していました。これを本調査の生産品目と対応させた区分に変更するとともに、月間生産能力調査に変更する。

また、ゴム製品月報 (自動車タイヤ) については、自動車タイヤ用の新ゴム生産能力から、自動車用タイヤの生産能力に変更する。

なお、平成 24 年には、「パルプ」「紙」「板紙」の調査票について、より実態に即した生産能力を把握するため「日産算定能力」を「月間生産能力」に変更する調査票の改正を行っている。

(論点)

b 産業構造の変化等により、その占有状況によって報告者が特定される可能性が高い品目について、市場占有率等の概念を導入し、個別の報告者が特定されないような基準等を設けることが可能かどうか検討しているか。

<回答>

4省庁6生産動態統計の一元化(公的統計整備に関する基本的な計画)についての会議の際、各省庁の秘匿並びに市場占有率等の概念が存在するのか等を確認したが、該当するものは存在しなかった。また、当省関係の業界統計での扱いについて確認を行った結果、1団体で占有率が8割を超えた場合秘匿するとの扱いをしていることが判明。

一方、経済産業省において開催した統一基準見直しの研究会においても、本テーマを採りあげ議論したが、明確な基準を設定することが困難との結論となった。

(論点)

c 国外からの受入れが多い品目について、販売数量に占める国内生産の割合を把握するために、「国内」及び「国外」別の受入数量の内訳を把握することを検討しているか。

<回答>

(資料2-2 P1 2.調査項目(2)項目の分割 参照)

民生用電気機械器具調査票において、受入を国内、国外に分割を検討し、報告者の理解、調査協力体制も整ったことから、本改正案としてまとめた。

なお、平成24年には海外からの受入が多い「楽器」について、国内、国外別の受入を調査するため、調査票の改正を行っている。

(論点)

d 「労務」の「月末常用従業者数」を「月末従事者数」に名称変更することについて、当該名称は、統計調査の用語としては一般的ではないと考えられることから、他の統計調査との用語・定義の整合性の観点から、今後、その関係を整理し、必要に応じて再度見直すなどの措置を採っているか。

<回答>

「公的統計整備に関する基本的な計画」において、各省の生産動態統計調査における「調査項目、用語等の統一」とのテーマをいただき、総務省をはじめ関係5省庁の打ち合わせを行い、「月末従事者数」についても、用語及び定義の統一を図り、統計委員会に報告した。

3 加工統計の推計精度への影響

本調査の変更が加工統計に及ぼす影響を精査し、その妥当性及び影響について検討する必要がある。

(論点)

- a 調査品目の削除、統合等が予定されているが、品目数の削減については、産業連関表（基幹統計）や鉱工業指数（基幹統計）などの加工統計における推計精度を低下させるおそれはないか。

<回答>

産業連関表作成のためのデータは年次データであり、製造業であれば工業統計調査で十分対応できると判断している。また、改正案作成に当たり、グループ内の IIP 及び I0 作成部署とも調整し、影響は極めて軽微であるとのコメントを得ている。

経済産業省生産動態統計調査の平成26年改正（案）一覧

1. 調査票

(1) 廃止

調査票	改正内容	改正理由等（数字は品目数の増減）	見直しの考え方（◎：統一基準）
2420 二輪自動車及び部品	品目を「機械器具月報（その40）自動車」、「機械器具月報（その41）自動車部品及び内燃機関電装品」に移設し調査票の廃止。	「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する月報へ移設する。	◎ 「統一基準」の3. 調査票に「調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。」とあることから廃止する。
2490 武器	調査票の廃止。	動向把握の必要性が低くなったため廃止する。	◎ 「統一基準」の3. 調査票に「動向把握の必要性が低くなった調査票（特に鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票）については、廃止を検討する。」とあることから廃止する。

(2) 統合

7220 セメント 7340 セメント製品	「セメント月報」と「セメント製品月報」を統合する。	「セメント月報」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する「セメント製品月報」に移設して統合する。	◎ 「統一基準」の3. 調査票に「調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。」とあることから統合する。
--------------------------	---------------------------	--	---

2. 調査項目

(1) 項目の新設

2280 回転電気機械	「単相誘導電動機（非標準は70W以）、標準三相誘導電動機」、「電気ホイス」、「電気プロフ」、「電気グラインダ」、「電気ドリル」、「電池ドリル及びドライバ」、「電気のかぎり」、「その他の電動工具」について、受入項目を新設する。	報告者からのデータ審査時に「受入」がないために「生産」、「出荷」、「在庫」等のバランスがとれず、大幅な過欠が発生していることから、効率的な審査を実施するために受入項目を新設する。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ①に「調査品目の特性を考慮した調査項目とする。」とあることから、精度維持の観点から正確な実態が把握可能となる内容とする。
2290 静止電気機械器具	「油入り変圧器（電力会社向け）」、「油入り変圧器（電力会社以外）」、「モールド変圧器」について、受入項目を新設する。	報告者からのデータ審査時に「受入」がないために「生産」、「出荷」、「在庫」等のバランスがとれず、大幅な過欠が発生していることから、効率的な審査を実施するために受入項目を新設する。	◎ 「統一基準」の1. - (2)に「原材料欄は政策上特段の必要性が認められる品目等について調査する。」とあることから、行政上必要な品目は調査する。
1010 鉄鋼月報（その1）鉄鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	新たな原材料欄「2-2. 製鋼用原材料（フェロアロイ）」を新設する。	行政上必要であるため、これまで製品欄で把握していたものについて、新たに原材料欄を設けて引き続き調査する。	◎ 「統一基準」の1. - (4)に「生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するためのもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。」とあることから、新設する。
3180 ニット・衣服縫製品	「4. 生産能力」欄に「生産実績」を新設する。	設備別に生産実績を把握し、より正確な稼働率の把握に資するものとする。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ②に「受入については、海外からの受入の多い品目について、「国内」と「国外」に分ける。」とあることから分割する。

(2) 項目の分割

2310 民生用電気機械器具	「受入」を「国内」と「国外」に分割する。	海外からの受入が多いことから、「出荷」「在庫」に与える影響を把握するため分割する。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ②に「受入については、海外からの受入の多い品目について、「国内」と「国外」に分ける。」とあることから分割する。
----------------	----------------------	---	---

(3) 項目の削除

2360 電子管、半導体素子及び集積回路	「1-2. 生産内訳等」を削除する。	「太陽電池モジュール」の単位を「枚」から「KW」に変更することに伴い、調査項目が重複することから削除する。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ①に「調査品目の特性を考慮した調査項目とする。」とあることから削除する。
3180 ニット・衣服縫製品	「1-2. 製品一ニット生地編立て別内訳」欄を削除する。	生地別・編立て別に把握する必要性が低くなったため、削除する。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ②に「生産内訳、消費内訳及び出荷内訳（販売内訳）は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。」とあることから、削除する。
3180 ニット・衣服縫製品	「1-4. 製品一生産内訳」欄を削除する。	「1-3. 製品一ニット製・織物製」欄と併せて再編をするため。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ②に「生産内訳、消費内訳及び出荷内訳（販売内訳）は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。ただしこのうち、調査品目・項目が詳細・多岐にわたっているものについては、一般統計調査への移行について検討する。」とあり、本調査から一般統計調査への移行を検討することから削除する。
6201 ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	「新ゴム量」欄を削除する。	生産動態統計における定義として「生産」は新たに生産された量を記入する項目であるが、「新ゴム量」は原材料として投入された量であるため、矛盾が生じている。また、原材料欄でも同様の調査をしているため、記入者負担の軽減の観点からも、他の月報と整合性のとれない「新ゴム量」単位の項目を削除する。	◎ 「見直し基準」の1. (1) ②に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。
1020 鉄鋼月報（その2）普通鋼熱間圧延鋼材	「1-2. 普通鋼熱間圧延鋼材消費内訳」を削除する。	「見直し基準」の1. (1) ②に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。	◎ 「見直し基準」の1. (1) ②に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。
1050 鉄鋼月報（その5）特殊鋼圧延鋼材	「1-3. 特殊鋼熱間圧延鋼材生産・消費内訳・在庫」、「1-4. 特殊鋼冷間圧延鋼材生産・消費内訳」、「2. 特殊鋼熱間圧延鋼材原材料」欄を削除する。	「見直し基準」の1. (1) ②に該当し、一般統計調査への移行を検討することから削除する。	◎ 「見直し基準」の1. (1) ②に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。
1060 鉄鋼月報（その6）鋼管	「1-4. 特殊鋼鋼管校種別生産・冷けん用消費内訳」、「2-2. 特殊鋼鋼管用原材料の校種別消費内訳（管材を除く）」欄を削除する。	「見直し基準」の1. (1) ②に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。	◎ 「見直し基準」の1. (2)に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。
1020 鉄鋼月報（その2）普通鋼熱間圧延鋼材	「2-1. 普通鋼熱間圧延鋼材用原材料」「2-2. 普通鋼熱間圧延再生鋼材用原材料」欄を削除する。	「見直し基準」の1. (2)に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。	◎ 「統一基準」の1. - (2)に「原材料欄については、古紙など環境分野等の業種横断的なもの及び政策上特段の必要性が認められる品目等について調査する。」とあることから、削除する。
1070 鉄鋼月報（その7）磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品	「2. 鋳鉄管用原材料」欄を削除する。	「見直し基準」の1. (2)に該当し、行政ニーズが乏しくなったことから削除する。	◎ 「統一基準」の1. - (2)に「原材料欄については、古紙など環境分野等の業種横断的なもの及び政策上特段の必要性が認められる品目等について調査する。」とあることから、削除する。

経済産業省生産動態統計調査の平成26年改正（案）一覧

(4) 項目の再編

1040	鉄鋼月報（その4）普通鋼冷間仕上鋼材（線類を除く。）・めっき鋼材（線類を除く。）・冷間ロール成型形鋼	「1-2.普通鋼冷間仕上鋼材（線類を除く）消費内訳」の「磨帯鋼」「冷延広幅帯鋼」と「冷延鋼板」を統合、消費内訳である「再冷延用」と「その他」を削除しそれ以外の項目を統合、また、「月末在庫」を新設するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。	これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することとするが、「見直し基準」の1. (1)②に該当することから品目・項目を簡素化する。一方で、「月末在庫」については、同基準の1. (2)の該当し、行政上の必要性が高いことから新設する。		「統一基準」の1. (1)②に生産内訳、消費内訳及び出荷内訳（販売内訳）は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。」とあることから変更する。
1040	鉄鋼月報（その4）普通鋼冷間仕上鋼材（線類を除く。）・めっき鋼材（線類を除く。）・冷間ロール成型形鋼	「1-3.亜鉛めっき鋼板消費内訳」の「亜鉛めっき」と「電気めっき」を統合し、項目として「月末在庫」を新設するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。	これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することとするが、「見直し基準」の1. (1)②に該当することから簡素化する。一方で、「月末在庫」については、同基準の1. (2)に該当し、行政上把握の必要性が高いことから新設する。		
1050	鉄鋼月報（その5）特殊鋼圧延鋼材	「1-2.特殊鋼圧延鋼材消費内訳」の「熱間圧延鋼材（管材）」と「冷間仕上鋼材」及び消費欄の「鋼管用」を削除するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。	これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することとするが、「見直し基準」の1. (1)②に該当することから、一部品目・項目を簡素化する。	◎	
1060	鉄鋼月報（その6）鋼管	「1-2.鋼管消費内訳」から「普通鋼熱間鋼管」「普通鋼めっき鋼管」及び「特殊鋼冷けん鋼管」を削除し、項目として「月末在庫」を新設するとともに、消費内訳欄から原材料欄へ変更する。	これまで消費内訳として調査してきたものについて、原材料に絞って調査することとするが、「統一基準」の1. (1)②に該当することから品目を簡素化する。		
3180	ニット・衣服縫製品	「1-3.製品ニット製・織物製」の再編、「1-4.製品生産内訳」の削除。「1-4.生産内訳」の「外衣」、「下着・寝着類」、「靴下」のうち生産量の多い上位品目、それ以外の品目は「その他」に統合し、新「1-2製品」の内訳とする。織物製は男女別を廃止する。	「1-4.製品生産内訳」欄にて細かい品目設計となっていることから、「統一基準」の1. (1)②に照らし、品目の簡素化を図る。		
1010	鉄鋼月報（その1）鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	「2-2.原材料鉄鋼部門消費内訳」の「製鋼用（転炉、電気炉）」を「2-1.原材料」の消費欄に、「焼結用、製鉄用、フェロアロイ用」を「その他消費」に統合して移設する。「2-2.原材料鉄鋼部門消費内訳」は削除する。	行政ニーズが低下したため統合する。	◎	「統一基準」の1. (2)に「原材料欄は政策上特段の必要性が認められる品目等について調査する。」とあることから、ニーズの低下したものについて統合する。

3. 調査品目（製品欄）

(1) 品目の新設

調査票	改正内容	改正理由等（数字は品目数の増減）	見直しの考え方（◎：統一基準）			
2320	電球、配線及び電気照明器具	「LED器具（自動車用を除く）」を新設する。	+ 1	「統一基準」の1. (1) ③調査品目Ⅲに該当するため、新設する。	◎	「統一基準」の1. (1) ③に「近年、生産の伸びが著しい品目、注目度が高く今後の伸びが期待される品目、あるいは行政上必要な品目等は採用する。」とあることから、新設する。
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「1-3.乗用車生産内訳（ハイブリッド車）」に「バス」、「トラック」を新設する。	+ 2	「統一基準」の1. (1) ③調査品目Ⅲに該当するため、新設する。	◎	
5120	ガラス製品・ほろろう鉄器	「化学強化ガラス」を新設する。	+ 1	「統一基準」の1. (1) ③調査品目Ⅲに該当するため、新設する。	◎	
6160	プラスチック月報	「ポリフェニレンサルファイド」を新設する。	+ 1	「統一基準」の1. (1) ③調査品目Ⅲに該当するため、新設する。「ポリフェニレンサルファイド」は、電気自動車、ハイブリッド自動車向けパワーモジュール関連部品での市場拡大が見込まれるため。	◎	
1060	鉄鋼月報（その6）鋼管	「2-1.鋼管用原材料」欄に「普通鋼（中板・薄板）」を新設する。	+ 1	「見直し基準」の1. (2)に対応し、行政ニーズが高いことから、普通鋼・特殊鋼ともに「中・薄板」を把握するため。	◎	「統一基準」の1. (2)に「原材料欄については、古紙など環境分野等の業種横断的なもの及び政策上特段の必要性が認められる品目等について調査する。」とあることから、新設する。

経済産業省生産動態統計調査の平成26年改正（案）一覧

(2) 品目の統合

1010	鉄鋼月報（その1）鉄鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	普通鋼の「インコットケースによるもの（圧延用、鍛鋼用）」と「連続製造によるもの」を統合する。	▲ 2	「統一基準」の1. (1)②の内訳項目に該当し、行政ニーズが低下したのについて統合する。	◎	「統一基準」の1. - (1) - ②に「生産内訳、消費内訳及び出荷内訳（販売内訳）は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。」とあることから、ニーズの低下したのについて統合する。
1010	鉄鋼月報（その1）鉄鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	特殊鋼の「インコットケースによるもの（圧延用）」と「インコットケースによるもの（鍛鋼用）」を統合する。	▲ 1	「統一基準」の1. (1)②の内訳項目に該当し、行政ニーズが低下したのについて統合する。		
1010	鉄鋼月報（その1）鉄鉄・フェロアロイ・粗鋼・鋼半製品・鍛鋼品・鋳鋼品	「フェロシリコン」「フェロクロム（高炭素、低炭素）」「フェロタンクステン」「フェロモリブデン」及び「フェロバナジウム」を「その他のフェロアロイ」に統合する。	▲ 6	「フェロシリコン」「フェロクロム（高炭素、低炭素）」「フェロタンクステン」については「統一基準」の1. (1)③ i に該当（生産実績がない）し、「フェロモリブデン」「フェロバナジウム」については、「統一基準」の1. (1)③ i または ii に該当する（金額が不明であることによる）ことから、統合する。		
1020	鉄鋼月報（その2）普通鋼熱間圧延鋼材	「軌条 重軌条（付属品を含む）」、「軌条 軽軌条（付属品を含む）」、「外輪」を統合する。	▲ 2	「軽軌条」と「外輪」は、生産額がそれぞれ約32億円、約62億円（推計値）であり、「見直し基準」の1. (1)③ i に該当することから、重軌条と統合する。なお、統合後は674億円である。		
1040	鉄鋼月報（その4）普通鋼冷間圧延鋼材（線類を除く。）・めっき鋼材（線類を除く。）・冷間ロール成型形鋼	「磨帯鋼」と「冷延鋼板」を統合する。	▲ 1	「磨帯鋼」の出荷額が82億円と小さいことから統合する。		
1070	鉄鋼月報（その7）磨棒鋼・線類・鉄鉄管・鉄鋼加工製品	「一般金網」と「蛇かご」を統合する。	▲ 1	「蛇かご」は、出荷額39億円（業界推計）であることから、「見直し基準」の1. (1)③ i に該当し、類似品目である「一般金網」とに統合する。		
1070	鉄鋼月報（その7）磨棒鋼・線類・鉄鉄管・鉄鋼加工製品	「鉄丸くぎ」と「特殊くぎ」を統合する。	▲ 1	「鉄丸くぎ」は出荷額28億円であることから、「見直し基準」の1. (1)③ i に該当し、類似品目である「特殊くぎ」とに統合する。ちなみに「鉄くぎ」の出荷額は168億円である。		
2120	金属加工機械及び鋳造装置	「ハンチングマシン」と「その他の数値制御式機械プレス」を統合する。	▲ 1	「ハンチングマシン」の生産額が89億円、「その他の数値制御式機械プレス」の生産額が43億円と小さいことから統合する。		
2170	マシン及び繊維機械	「その他の準備機械」を「糸巻機」に統合する。	▲ 1	「その他の準備機械」の生産額が87億円と小さいことから、「糸巻機（330億円）」に統合する。		
2320	電球、配線及び電気照明器具	「白熱灯器具（一般用）」と「白熱灯器具（特殊用）」を統合する。	▲ 1	「白熱灯器具（特殊用）」の生産額が約100億円であるため、「白熱灯器具（一般用）」と統合する。		
2320	電球、配線及び電気照明器具	「蛍光灯器具（40W未満の直管を使用するもの）」と「蛍光灯器具（40W以上の直管を使用するもの）」を統合する。	▲ 1	「蛍光灯器具（40W未満の直管を使用するもの）」の生産額が19年と比較して23年が半減している。また、業界から詳細区分での調査の必要性が乏しいとの意見もあり、「蛍光灯器具（40W以上の直管を使用するもの）」と統合する。		
2330	通信機械器具及び無線応用装置	「衛星通信装置」を「地上系通信装置」に統合する。	▲ 1	「衛星通信装置」は、急速に生産規模が縮小しており、H23年の生産額は32億円、24年7月換算でおよそ60億円程度と小さいことから「地上系通信装置（671億円）」に統合する。		
2370	電子計算機及び関連装置	0106「磁気ディスク装置」を0109「その他の外部記憶装置」に統合	▲ 1	「磁気ディスク装置」の生産額が18億円と小さいことから「その他の外部記憶装置」に統合する。		
2370	電子計算機及び関連装置	0107「光ディスク装置」を0109「その他の外部記憶装置」に統合	▲ 1	「光ディスク装置」の生産額が30億円と小さいことから「その他の外部記憶装置」に統合する。		
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「貨客兼用車ボデー」と「その他の小型特装ボデー」を統合する。	▲ 1	「統一基準」の1. (1) ③調査品目 i に該当することから統合する。		
2310	民生用電気機械器具	「洗濯機（全自動式・二槽式）」を「洗濯乾燥機」に統合する。	▲ 1	「洗濯機（全自動式・二槽式）」の生産事業所数が2事業所であることから「洗濯乾燥機」に統合する。		
2320	電球、配線及び電気照明器具	「一般照明用電球」と「その他の白熱電球」を統合する。	▲ 1	「一般照明用電球」は、秘匿が必要なため、「その他の白熱電球」と統合する。		
2330	通信機械器具及び無線応用装置	「変復調装置」を「その他の搬送装置・付属装置」に統合する。	▲ 1	「変復調装置」の生産事業所数が2事業所であることから、「その他の搬送装置・付属装置」に統合する。		
6160	プラスチック月報	「変性ポリフェニレンエーテル」を「その他の樹脂」に統合する。	▲ 1	「変性ポリフェニレンエーテル」の生産事業所が2事業所であることから、「その他の樹脂」に統合する。		
9810	非鉄金属月報	「蒸留亜鉛」と「電気亜鉛（精留亜鉛を含む）」を統合する。	▲ 1	行政ニーズの低下から、製法別での動向把握の必要性が小さくなったため、記入者負担軽減の観点から「蒸留亜鉛」と「電気亜鉛（精留亜鉛を含む）」を統合する。		
2370	電子計算機及び関連装置	「その他の入出力装置」と「その他の端末装置」を統合する。	▲ 1	電子計算機本体以外を「情報端末」と括ることから、「その他の入出力装置」と「その他の端末装置」が分割しておくことが適当でないため統合する。		
2370	電子計算機及び関連装置	「液晶ディスプレイモニター」、「その他のモニター」、「プラズマモニター」を統合し「モニター」とする。「モニター」の内訳を「31型未満」、「31型以上」とする。	▲ 1	調査票報告者は、用途別での記入が難しいことから、サイズでの区分に変更する。主に、31型以上はデジタルサイネージ（電子看板：表示と通信にデジタル技術を活用してディスプレイやプロジェクタなどに映像や情報を流すもの）用、31型未満はパソコン用となる。		
7320	金属製建具	「サッシービル用」の「完成品」と「完成品換算分」を「ビル用」に統合する。	▲ 1	従前は組み立てる前の製品が建具業向けに流通していたため区分していたが、完成品での流通が多くなり、区分の必要性が低下したため統合する。		
					◎	「統一基準」の1. - (1) - ③-iiに「工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円以上であっても通常の秘匿処理が必要な品目については、類似品目と統合が可能なものは統合し、それ以外は削除を検討する。」とあることから、業種や品目の特性に応じて統合する。
					◎	「統一基準」の1. - (1) - ③-ivに「技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」とあることから、特性の変化に応じた設定とした。

経済産業省生産動態統計調査の平成26年改正（案）一覧

(3) 品目の削除

調査票		改正内容	改正理由等（数字は品目数の増減）	見直しの考え方（◎：統一基準）
2340	民生用電子機械器具	「DVD-ビデオ」を削除する。	▲ 1 「統一基準」の1.-(1)-③-1に該当することから削除する。	◎ 「統一基準」の1.-(1)-③-1に「年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。」とあることから、生産規模が縮小し、今後も増加が見込めなくなり、当該品目単独で月々の動態と把握する必要性が乏しくなった品目について削除する。
6100	石油化学製品月報	「フルマルパラフィン」を削除する。	▲ 1 「フルマルパラフィン」の生産事業所は2事業所となったため秘匿処理が必要だが、類似品目との統合ができないため削除する。	◎ 「統一基準」の1.-(1)-③-iiに「工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円以上であっても通常の秘匿処理が必要な品目については、類似品目と統合が可能なものは統合し、それ以外は削除を検討する。」とあることから、生産規模が縮小し、今後も増加が見込めなくなり、当該品目単独で月々の動態と把握する必要性が乏しくなった品目について削除する。
9810	非鉄金属月報	「銅ケーク」を削除する。	▲ 1 「銅ケーク」は「電気銅」からの加工品であり、「電気銅」全体は現行の調査項目で把握可能なため、記入者負担軽減の観点から削除する。	
9810	非鉄金属月報	「銅ピレット」を削除する。	▲ 1 「銅ピレット」は「電気銅」からの加工品であり、「電気銅」全体は現行の調査項目で把握可能なため、記入者負担軽減の観点から削除する。	
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「乗用車ボデー」を削除する。	▲ 1 「統一基準」の1.-(1)-③調査品目ivに該当することから削除する。	◎ 「統一基準」の1.-(1)-③-ivに「技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」とあることから、特性の変化に応じた設定とした。
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「小型バスボデー」を削除する。	▲ 1 「統一基準」の1.-(1)-③調査品目ivに該当することから削除する。	
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「大型バスボデー」を削除する。	▲ 1 「統一基準」の1.-(1)-③調査品目ivに該当することから削除する。	
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「小型トラック運転台」を削除する。	▲ 1 「統一基準」の1.-(1)-③調査品目ivに該当することから削除する。	
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「普通トラック運転台」を削除する。	▲ 1 「統一基準」の1.-(1)-③調査品目ivに該当することから削除する。	

(4) 品目の分割

7320	金属製建具	「サッシ-木造住宅用」を「アルミ」と「アルミ樹脂複合」に分割する。	省エネ推進から二重サッシ化が進展しており、従来のアルミサッシに加え、アルミ樹脂複合サッシが増加しているため、分割する。	◎ 「統一基準」の1.-(1)-③-ivに「製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」とあることから、特性が把握可能となる内容とする。
------	-------	-----------------------------------	---	--

(5) 品目の移設（調査票間の移動）

2200	軸受（玉及びころ軸受に限る）	「軸受メタル」、「フッシュ」を「機械器具月報（その41）自動車部品及び内燃機関電装品」から移設し、定義を拡大する。	「軸受メタル」、「フッシュ」は、自動車部品のみを対象として調査していたが、産業用内燃機関への需要があることから、生産動向を的確に把握するため、定義を拡大して移設する。	◎ 「統一基準」の1.-(1)-③-ivに「製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」とあることから移設する。
2410	自動車部品及び内燃機関電装品	「軸受メタル」、「フッシュ」を「機械器具月報（その20）軸受（軸受メタル等を含む）」へ移設する。	「軸受メタル」、「フッシュ」は、自動車部品のみを対象として調査していたが、産業用内燃機関への需要があることから、生産動向を的確に把握するため、定義を拡大して移設する。	
2410	自動車部品及び内燃機関電装品	「オイルシール」を「ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）」へ移設する。	「オイルシール」は自動車の機関部品としてとらえていたが、機関部品以外にも使用されるため、材質で整理し「ゴム製品月報」に移設する。	
6201	ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	「更正タイヤ用練生地 新ゴム量」を「6202 ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）」へ移設する。	「更正タイヤ用練生地」はタイヤではなく、更正タイヤ製造に使用される材料である。また、工業統計においても「タイヤ製造業」ではなく「ゴム練生地製造業」に格付けされていることから、「ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）」に移設する。	
6202	ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	「パッキン類」に、「機械器具月報（その41）自動車部品及び内燃機関電装品」から「オイルシール」を移設し、特掲する。	「オイルシール」は自動車の機関部品としてとらえていたが、機関部品以外にも使用されるため、材質で整理し「機械器具月報（その41）自動車部品及び内燃機関電装品」から移設する。	
6202	ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	「ゴム製品月報（自動車用タイヤ）」から「更正タイヤ用練生地」を移設する。	「オイルシール」は自動車の機関部品としてとらえていたが、機関部品以外にも使用されるため、材質で整理し「機械器具月報（その41）自動車部品及び内燃機関電装品」から移設する。	
7340	セメント製品	「ポルトランドセメント-早強・中熱」「ポルトランドセメント-普通」「高炉セメント」「その他のセメント」「クリンカ」を「セメント月報」から移設する。	「セメント月報」は品目数が少なく、調査事務の効率化や記入負担の軽減を図るため、調査品目が類似する当該月報に移設して統合する。（1. 調査票（2）統合「セメント月報」と「セメント製品月報」の統合に伴う品目の移設。）	
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	二輪自動車の「気筒容積 50ml以下」、「気筒容積50mlを超え125ml以下」、「気筒容積 125mlを超え250ml以下」、「気筒容積 250mlを超えるもの」を「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」から移設する。	1. 調査票（1）廃止「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」の廃止に伴う品目の移設。	◎
2410	自動車部品及び内燃機関電装品	二輪自動車部品の「エンジン」、「気化器」、「ショックアブソーバ」、「計器類」、「ブレーキ装置」を「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」から移設する。	1. 調査票（1）廃止「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」の廃止に伴う品目の移設。	
2420	二輪自動車及び部品	二輪自動車の「気筒容積 50ml以下」、「気筒容積50mlを超え125ml以下」、「気筒容積 125mlを超え250ml以下」、「気筒容積 250mlを超えるもの」を「機械器具月報（その40）自動車」へ移設する。	1. 調査票（1）廃止「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」の廃止に伴う品目の移設。	
2420	二輪自動車及び部品	二輪自動車部品の「エンジン」、「気化器」、「ショックアブソーバ」、「計器類」、「ブレーキ装置」を「機械器具月報（その41）自動車部品及び内燃機関電装品」へ移設する。	1. 調査票（1）廃止「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」の廃止に伴う品目の移設。	

経済産業省生産動態統計調査の平成26年改正（案）一覧

(6) 区分の変更

調査票	改正内容	改正理由等（数字は品目数の増減）	見直しの考え方（◎：統一基準）
2360 電子管、半導体素子及び集積回路	アクティブ型液晶素子の区分を「4. 5型未満」、「4. 5～7. 7型未満」、「7. 7型以上」とする。	現行の区分では、携帯電話、スマートフォン、タブレットPC、カーナビゲーション等の主要製品に使用される液晶のサイズと合わなくなってきたことから、より実態に即し動向把握のしやすい区分に変更する。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ③-ivに「製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」とあることから、特性が把握可能となる内容とする。

(7) 単位の変更

2360 電子管、半導体素子及び集積回路	「太陽電池モジュール」の単位を「枚」から「KW」に変更する。	「統一基準」の1. (1) ③調査品目ivに該当するため、単位を変更する。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ③-ivに「製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」とあることから、単位を変更する。
3180 ニット・衣服縫製品	「1-3. 製品ニット製・織物製」欄の「ニット製」の単位を「デカ」から「点」に変更する。	業界で一部「デカ（10点）」を使用していたが、報告者は「点」での記入が可能であることから、織物製外衣の単位「点」にあわせ集計作業等の効率化を図る。	◎ 「統一基準」の1. - (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、単位を変更する。
6201 コム製品月報（自動車用タイヤ）	「4. 生産能力」の単位を「t/月」から「1000本/月」に変更する。	「新ゴム量」の削除に伴い、「本」に変更する。	◎ 「統一基準」の1. - (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、単位を変更する。

(8) 定義の変更

1060 鉄鋼月報（その6）鋼管	「特殊鋼（厚板）」を定義変更し「特殊鋼（鋼板）」とする。	行政ニーズが高いことから、普通鋼・特殊鋼ともに「中・薄板」を把握するため、定義変更する。	◎ 「統一基準」の1 - (2)に「原材料欄については、古紙など環境分野等の業種横断的なもの及び政策上特段の必要性が認められる品目等について調査する。」とあることから、定義変更する。
2410 自動車部品及び内燃機関電装品	「エアバックモジュール」の定義を変更する。	「エアバックモジュール」については、現行調査では完成品のほか、制御装置や各種センサーなど主要な部品も生産の定義に含んでいたが、主要部品を製造する事業所から金額のみの報告が散見されたため、数量項目との整合性を図るため、定義を変更し、完成品である「エアバックモジュール」を対象とし、部品は対象外とする。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ③-ivに「製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」とあることから、定義を変更する。

4. 調査品目（労務欄）

(1) 品目の移設

2420 二輪自動車及び部品	「機械器具月報（その40）自動車」、「機械器具月報（その41）自動車部品及び内燃機関電装品」の当該する月報へ移設する。	1. 調査票（1）廃止「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」の廃止に伴う品目の移設。	◎ 「統一基準」の3. 調査票に「調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。」とあることから移設する。
7340 セメント・セメント製品（統合後）	「セメント月報」から「セメント部門」を移設する。	（1. 調査票（2）統合「セメント月報」と「セメント製品月報」の統合に伴う品目の移設。）	◎ 「統一基準」の3. 調査票に「調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。」とあることから移設する。

5. 調査品目（能力欄）

(1) 品目の統合

1090 鉄鋼月報（その9）労務・設備	「弧光式固定型電気炉 トランス定格容量5,000KVA以上」、「弧光式固定型電気炉 トランス定格容量5,000KVA未満」、「その他の炉」を統合する。	▲ 5	設備調査を能力調査に変更するに伴い、品目の統合、削除等を図る。ただし、本調査項目は年1回程度一般統計調査で実施することを検討する。	◎ 「統一基準」の1. (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、切り替える。
1090 鉄鋼月報（その9）労務・設備	「転炉 2基整備」、「転炉 3基整備」を統合する。	▲ 3	設備調査を能力調査に変更するに伴い、品目の統合、削除等を図る。ただし、本調査項目は年1回程度一般統計調査で実施することを検討する。	◎ 「統一基準」の1. (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、切り替える。
1090 鉄鋼月報（その9）労務・設備	「アーク式電気炉 普通鋼用」、「アーク式電気炉 特殊鋼用」、「アーク式電気炉 鋳鍛鋼用」、「誘導式電気炉」を統合する。	▲ 7	設備調査を能力調査に変更するに伴い、品目の統合、削除等を図る。ただし、本調査項目は年1回程度一般統計調査で実施することを検討する。	◎ 「統一基準」の1. (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、切り替える。
9810 非鉄金属	「電気亜鉛（製留亜鉛を含む）」と「蒸留亜鉛」を統合し、「亜鉛」に名称変更する。	▲ 1	3. 調査品目（製品欄）（2）品目の統合「非鉄金属月報」の「蒸留亜鉛」と「電気亜鉛（精留亜鉛を含む）」の統合に伴うもの。 「電気亜鉛（製留亜鉛を含む）」と「蒸留亜鉛」は亜鉛の製法別による調査品目であるが、行政ニーズの低下から、製法別での動向把握の必要性が小さくなったため、記入者負担の軽減の観点から統合し、「亜鉛」に名称変更する。	◎ 「統一基準」の1. - (1) - ③-iiに「工業統計調査用商品分類で年間出荷額が100億円以上であっても通常の秘匿処理が必要な品目については、類似品目と統合が可能なのは統合し、それ以外は削除を検討する。」とあることから、業種や品目の特性に応じて統合する。

(2) 品目の削除

1090 鉄鋼月報（その9）労務・設備	「連続製造機」を削除する。	▲ 2	設備調査を能力調査に変更するに伴い、品目の統合、削除等を図る。ただし、本調査項目は年1回程度一般統計調査で実施することを検討する。	◎ 「統一基準」の1. (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、切り替える。
---------------------	---------------	-----	---	--

(3) 品目の移設

2400 自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「二輪自動車」を「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」から移設する。	1. 調査票（1）廃止「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」の廃止に伴う品目の移設。	◎ 「統一基準」の3. 調査票に「調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。」とあることから移設する。
2420 二輪自動車及び部品	「二輪自動車」を「機械器具月報（その40）自動車（戦闘用自動車を除く）」へ移設する。	1. 調査票（1）廃止「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」の廃止に伴う品目の移設。	◎ 「統一基準」の3. 調査票に「調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。」とあることから移設する。
7340 セメント・セメント製品（統合後）	「セメント月報」から「クリンカ」を移設する。	（1. 調査票（2）統合「セメント月報」と「セメント製品月報」の統合に伴う品目の移設。）	◎ 「統一基準」の3. 調査票に「調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。」とあることから移設する。

(4) 変更

1090 鉄鋼月報（その9）労務・設備	「4. 設備」欄を設備調査から生産能力調査に変更し、品目統合を図りつつ、調査票・項目・品目の名称を変更するとともに、調査単位を変更する。	「統一基準」の1. (4)に該当することから変更する。	◎ 「統一基準」の1. (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、切り替える。
3180 ニット・衣服縫製品	「4. 設備」欄を設備調査から生産能力調査に変更するとともに、単位を変更する。また、「生産実績」を新設する。	「統一基準」の1. (4)に該当することから変更する。	◎ 「統一基準」の1. (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、切り替える。
6201 コム製品月報（自動車用タイヤ）	「自動車用タイヤ」を「自動車用タイヤ（除く特殊車両）」へ名称及び定義を変更する。	「特殊車両用」は1本が大きい製品もあり、正確な稼働率が把握できないため生産能力から除く。	◎ 「統一基準」の1. (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、定義を変更する。

経済産業省生産動態統計調査の平成26年改正（案）一覧

6. その他

(1) 名称変更

① 月報の名称変更

2200	軸受（玉及びころ軸受に限る）	月報名を「軸受（軸受メタル等を含む）」に変更する。	3. 調査品目（製品欄）（5）品目の移設「軸受（玉及びころ軸受に限る）月報」で、「軸受メタル」、「ブッシュ」を「機械器具月報（その41）自動車部品及び内燃機関電装品」から移設し、定義を拡大することに伴う名称変更。	◎	「統一基準」の1. - (1) - ③-ivに「製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」とあることから移設する。
2370	電子計算機及び関連装置	月報名を「電子計算機及び情報端末」に変更する。	3. 調査品目（製品欄）（2）品目の統合「電子計算機及び関連装置」で、「液晶ディスプレイモニター」、「その他のモニター」、「プラズマモニター」を統合し「モニター」とする。「モニター」の内訳を「31型未満」、「31型以上」とするなど、全体のカテゴリーを見直したことに伴う名称変更。	◎	製品欄の見直しに伴うもの。「統一基準」の1. - (1) - ③-ivに「技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じて品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」とあることから、特性の変化に応じた設定とした。
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	月報名を「自動車（戦闘用自動車を除く）」に変更する。	1. 調査票（1）廃止「機械器具月報（その42）二輪自動車及び部品」の廃止に伴う品目の移設による名称変更。	◎	「統一基準」の3. 調査票に「調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。」とあることから移設する。
7340	セメント製品	月報名を「セメント・セメント製品月報」に変更する。	1. 調査票（2）統合「セメント月報」と「セメント製品月報」の統合に伴う名称変更。	◎	

② 項目の名称変更

1040	鉄鋼月報（その4）普通鋼冷間圧延上鋼材（線類を除く。）・めっき鋼材（線類を除く。）・冷間ロール成型形鋼	「2. 普通鋼冷間圧延上鋼材・めっき鋼板・冷間ロール成型形鋼用原材料」から「2-3. 普通鋼冷延用・亜鉛めっき鋼板用・冷間ロール成型形鋼用原材料」に変更する。	2. 調査項目（4）項目の再編「鉄鋼月報（その4）普通鋼冷間圧延上鋼材（線類を除く。）・めっき鋼材（線類を除く。）・冷間ロール成型形鋼」の項目再編に伴う番号の整理。	◎	「統一基準」の1. - (1) - ②に生産内訳、消費内訳及び出荷内訳（販売内訳）は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。」とあることから変更する。
1060	鉄鋼月報（その6）鋼管	「1-3. 普通鋼熱間鋼管製法別生産内訳」から「1-2. 普通鋼熱間鋼管製法別生産内訳」欄に変更する。	2. 調査項目（4）項目の再編「鉄鋼月報（その6）鋼管」の項目再編に伴う番号の整理。	◎	
3180	ニット・衣服縫製品	「1-3. 製品-ニット製・織物製」から「1-2. 製品-ニット製・織物製」に変更する。	2. 調査項目（4）項目の再編「ニット・衣服縫製品」の項目再編に伴う番号の整理。	◎	

③ 品目の名称変更

1090	鉄鋼月報（その9）労務・設備	「熱間圧延鋼材用圧延機」を「熱間圧延鋼材」に変更。	5. 調査品目（能力欄）（1）品目の統合「鉄鋼月報（その9）労務・設備」の各品目統合による品目名称の記載に合わせ平仄を取るため名称変更する。	◎	「統一基準」の1. (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、切り替える。
1090	鉄鋼月報（その9）労務・設備	「冷延広幅帯鋼圧延機」を「冷延広幅帯鋼」に変更。	5. 調査品目（能力欄）（1）品目の統合「鉄鋼月報（その9）労務・設備」の各品目統合による品目名称の記載に合わせ平仄を取るため名称変更する。	◎	
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「4. 生産能力」欄の「普通車」を「普通トラック・バス・けん引車」に変更。	欄外に注書きがあるものの、報告者によりわかりやすくするため、名称を変更する。	×	報告者や利用者に誤解を招かないように、これらの概念を含む適切な名称に変更する。
2400	自動車（二輪自動車及び戦闘用自動車を除く）	「4. 生産能力」欄の「小型トラック（軽トラックを含む）」を「小型トラック・軽トラック」に変更。	欄外に注書きがあるものの、報告者によりわかりやすくするため、名称を変更する。	×	
6201	ゴム製品月報（自動車用タイヤ）	「4. 生産能力」欄の「自動車用タイヤ」を「自動車用タイヤ（除く特殊車両）」へ名称及び定義を変更する。	定義変更に伴う名称変更。	◎	「統一基準」の1. (4)に「調査単位については、より実態を表す単位を採用する（設備調査から能力調査への切り替えも推進する）。」とあることから、定義を変更する。

(2) 斜線項目の追加

6202	ゴム製品月報（自動車用タイヤを除く）	該当する数値の記入がないことから、「新ゴム量」は斜線項目とする。	該当する数値の記入がないことから、「新ゴム量」は斜線項目とする。	×	
7340	セメント・セメント製品（統合後）	「ポルトランドセメント-普通」「高炉セメント」「クリンカ」以上3品目以外は斜線項目とする。	1. 調査票（2）統合「セメント月報」と「セメント製品月報」の統合に伴う斜線項目の設定。	◎	「統一基準」の3. 調査票に「調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票又は調査品目が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。」とあることから移設する。

(3) 対象範囲の変更

1070	鉄鋼月報（その7）磨棒鋼・線類・鋳鉄管・鉄鋼加工製品	磨棒鋼・線類・鋳鉄管を全て→30名以上、鉄鋼加工品を20名以上→30名以上に変更する。	「統一基準」の2. 対象範囲に該当するため、規模を変更する。	◎	「統一基準」の2. 対象範囲に該当。
2230	金型	全品目区分を20名以上→30名以上に変更する。		◎	
2530	鋳鉄铸件	全品目区分を20名以上→30名以上に変更する。		◎	
3180	ニット・衣服縫製品	ニット生地を20名以上→30名以上に変更する。		◎	
4290	段ボール	全品目区分を10名以上→50名以上に変更する。		◎	
5130	陶磁器	全品目区分を5名以上→10名以上に変更する。		◎	
6210	プラスチック製品	全品目区分を40名以上→50名以上に変更する。		◎	
7340	セメント製品	セメント製品を20名以上→30名以上に変更する。		◎	

(4) 調査組織の変更

2210	鉄構物及び架線金物月報	現行は経済産業局経由と都道府県経由があるが、都道府県経由に一本化する。	対象範囲の変更等に伴い、本省、経済局、都道府県での調査票取扱量の違いを是正する観点からの変更。	◎	「統一基準」の4. に「調査業務の効率化の観点から、調査組織の見直しを行う。」とあることから、従事者規模の変更に伴って減少した対象数分について、各経由機関の対象数が減少するように、一部の調査票の経由機関を変更する。
2220	はね月報	現行は経済産業局経由と都道府県経由があるが、都道府県経由に一本化する。		◎	
4300	印刷月報	経済産業省直送から経済産業局経由に変更する。		◎	
8020	鉱物及びコークス月報	経済産業局経由から都道府県経由に変更する。		◎	

表1 製造業のカバレッジの比較

(単位:%)

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	変化 (平成17年— 22年)
従業者4人以上の事業所 製造業計							
全製造品	70.5	71.5	70.7	70.0	66.3	68.7	▲ 1.8
他省庁所管品目を除く	83.0	83.3	82.7	82.0	81.4	82.5	▲ 0.5
全事業所 製造業計							
全製造品	70.3			69.8			
他省庁所管品目を除く	82.8			81.9			

※工業統計調査の製造品出荷額に対する生動調査該当品目の出荷額比率